

山梨県労働委員会年報

令和7年版

山梨県労働委員会事務局

第 46 期 委 員

(任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

○ 公 益 委 員



会長
堀内寿人



会長代理
甲光俊一



赤池幸江



窪田哲也



齋藤雅代

○ 労 働 者 委 員



杉原孝一



大石正哉



木下昭英



深野和代



宮下竜三

○ 使 用 者 委 員



早川幸夫



網倉義久



浦田 勉



栗山直樹



花田 智

退 任 委 員

○ 労働者委員



窪田 清
(R7.6.30 退任)



大森 竜
(R7.6.30 退任)

○ 使用者委員



長坂正彦
(R7.6.30 退任)

目 次

《八十年のあゆみ》

序文

省略

特別寄稿

省略

《山梨県労働委員会年報 令和7年版》

雇用形態の概況と労働組合の組織状況	1
1 雇用形態の概況	1
2 労働組合の組織状況	2
第1章 労働委員会の概要	5
第1節 組織等	5
1 労働委員会	5
2 委員	5
3 あっせん員候補者	6
4 事務局	7
第2節 運営	7
1 労働委員会の職務権限	7
2 会議・研修	8
第2章 会議・研修	9
第1節 総会	9
第2節 公益委員会議	14
第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	16
第4節 研修	21
第3章 労働組合の資格審査及び決定	24
第4章 労働協約の拡張適用の決議	25
第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	25
1 事件の処理状況	25
2 事件の概要	27

第6章	不当労働行為救済申立事件の再審査	30
第7章	行政訴訟	30
第8章	公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求	30
第9章	地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示	31
第10章	公益事業における争議行為予告通知の受理	32
第11章	争議行為発生届の受理	33
第12章	労働争議の調整	34
1	事件の処理状況	34
2	事件の概要	35
第13章	公共職業安定所に対する争議状態に関する通報	36
第14章	個別的労使紛争に係るあっせん	37
1	事件の処理状況	37
2	事件の概要	38
3	労働相談	41
第15章	労働委員会の活性化	43

[資料]

・ (資料1)	年別・労働組合資格審査状況	44
・ (資料2)	年別・不当労働行為救済申立事件申立状況	45
・ (資料3)	年別・不当労働行為救済申立事件終結状況	46
・ (資料4)	年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数	47
・ (資料5)	年別・調整事件申請状況	49
・ (資料6)	年別・調整事件終結状況	50
・ (資料7)	年別産業別・調整事件申請件数	51
・ (資料8)	年別・個別あっせん事件申請・終結状況	53
・ (資料9)	年別・労働相談取扱件数	54

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査詳細集計の「令和7年7～9月平均」によると、正規の労働者数（職員・従業員）は3,722万人、非正規の労働者数（職員・従業員）は2,110万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は36.2%となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1,500万人、労働者派遣事業所の派遣社員は152万人、契約社員及び嘱託は380万人、その他78万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

年次、四半期等	実数 (万人)								割合 (%)		
	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト			労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	
			パート	アルバイト							
労働力調査特別調査	平成8年2月	3,800	1,043	870	594	276	-	173	79	22	
	9年2月	3,812	1,152	945	638	307	-	207	77	23	
	10年2月	3,794	1,173	986	657	329	-	187	76	24	
	11年2月	3,688	1,225	1,024	686	338	-	201	75	25	
	12年2月	3,630	1,273	1,078	719	359	33	161	74	26	
	13年2月	3,640	1,360	1,152	769	382	45	163	73	27	
労働力調査詳細集計	14年平均	3,489	1,451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
	15年平均	3,444	1,504	1,089	748	342	50	236	129	70	30
	16年平均	3,410	1,564	1,096	763	333	85	255	128	69	31
	17年平均	3,375	1,634	1,120	780	340	106	279	129	67	33
	18年平均	3,415	1,678	1,126	793	333	128	284	141	67	33
	19年平均	3,449	1,735	1,166	824	342	133	299	137	67	33
	20年平均	3,410	1,765	1,155	824	331	140	322	148	66	34
	21年平均	3,395	1,727	1,156	817	339	108	323	140	66	34
	22年平均	3,374	1,763	1,196	853	344	96	333	138	66	34
	23年平均	3,355	1,812	1,229	875	355	96	360	127	65	35
	24年平均	3,345	1,816	1,243	890	353	91	355	128	65	35
	25年平均	3,302	1,910	1,323	930	392	116	390	82	63	37
	26年平均	3,288	1,967	1,350	946	404	119	412	87	63	37
	27年平均	3,317	1,986	1,370	965	405	127	406	84	63	37
	28年平均	3,373	2,025	1,404	989	415	133	407	81	62	38
	29年平均	3,434	2,040	1,416	999	417	134	411	78	63	37
	30年平均	3,492	2,126	1,494	1,039	455	137	415	81	62	38
	令和元年平均	3,515	2,173	1,523	1,052	472	142	420	87	62	38
	2年平均	3,556	2,100	1,479	1,030	449	139	396	86	63	37
	3年平均	3,587	2,075	1,463	1,024	439	141	390	82	63	37
4年平均	3,588	2,102	1,475	1,021	454	149	395	83	63	37	
5年平均	3,606	2,124	1,489	1,030	459	156	394	85	63	37	
6年平均	3,645	2,126	1,502	1,028	474	154	385	86	63	37	
7年1～3月平均	3,630	2,163	1,530	1,035	495	156	391	87	63	37	
4～6月	3,709	2,113	1,502	1,039	463	154	375	82	64	36	
7～9月	3,722	2,110	1,500	1,021	479	152	380	78	64	36	

出典：総務省「労働力調査」

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。
 なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。

2 労働組合の組織状況

令和7年6月30日現在の全国の労働組合数（※1）は45,100組合（前年45,818組合）、労働組合員数（※2）は9,926,971人（前年9,911,671人）、推定組織率は16.0%（前年16.1%）となっており、前年より組合数で718組合の減少、組合員数で15,300人の増加、推定組織率で0.1ポイントの減少となった。（厚生労働省調べ）

県内の労働組合数（※1）は288組合（前年293組合）、労働組合員数（※2）38,525人（前年39,522人）、推定組織率（※3）は10.1%（前年10.5%）となっており、前年と比較して組合数は5組合の減少、組合員数で997人の減少、推定組織率は0.4ポイントの減少となった。（※4）

産業別にみると、労働組合数では「製造業」が58組合（20.1%）で最も多く、次に「公務」が46組合（16.0%）、「学術研究, 専門・技術サービス業・生活関連サービス業, 娯楽業・複合サービス事業・サービス業（他に分類されないもの）」が29組合（10.1%）の順になっている。

労働組合員数では「製造業」が9,534人（24.7%）で最も多く、次に「公務」が6,848人（17.8%）、「教育・学習支援業」が5,255人（13.6%）の順になっている。（総合県民支援局働く人・働き方支援課調べ）（※5）

※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計したもの

- ・単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
- ・単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- ・単位扱組合：単一組織組合の最下部の組織（支部等）をいう。

※2 全国及び県内の労働組合員数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合の組合員数と、単一組織組合の本部及び連合扱組合に直属する組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※3 県内の推定組織率は、労働組合員数を推定雇用者数で除した数値であり、次の方法により算出したものである。

- ・令和3年経済センサス基礎調査による県内の雇用者数＝366,260人……………①
- ・雇用者伸び率＝令和7年6月の全国の雇用者数÷令和3年6月の全国の雇用者数
＝62,050,000人 ÷ 59,800,000人 ……………②
- ・令和7年本県の推定雇用者数＝①×②＝380,041人……………③
- ・令和7年推定組織率＝（令和7年労働組合員数）÷③×100＝10.1%

※4 県内の「労働組合数」及び「労働組合員数」の過去からの推移については3ページを参照

※5 県内の産業別の「労働組合数」及び「労働組合員数」の内訳については4ページを参照

県内の労働組合数及び労働組合員数の推移

指数:平成12年=100

区分 年次	組合数		組合員数		推定 組織率	対前年増減	
		指数		指数		組合数	組合員数
昭和35年	359	80.1	38,055	64.1	-	-	-
40年	365	81.5	48,728	82.1	-	-	-
45年	421	94.0	52,406	88.3	-	-	-
50年	494	110.3	55,333	93.2	-	-	-
55年	525	117.2	57,209	96.4	-	-	-
60年	499	111.4	59,410	100.1	-	-	-
平成2年	495	110.5	60,852	102.5	-	-	-
3年	497	110.9	61,343	103.3	-	2	491
4年	496	110.7	62,004	104.5	-	△ 1	661
5年	497	110.9	62,508	105.3	-	1	504
6年	487	108.7	61,344	103.3	-	△ 10	△ 1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	-	△ 2	752
8年	481	107.4	62,082	104.6	-	△ 4	△ 14
9年	479	106.9	61,958	104.4	-	△ 2	△ 124
10年	464	103.6	60,647	102.2	-	△ 15	△ 1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	-	△ 6	△ 1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	-	△ 10	226
13年	446	99.6	57,912	97.6	-	△ 2	△ 1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	-	△ 2	△ 2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	-	△ 6	△ 980
16年	432	96.4	53,957	90.9	-	△ 6	△ 878
17年	405	90.4	53,586	90.3	-	△ 27	△ 371
18年	390	87.1	52,789	88.9	-	△ 15	△ 797
19年	381	85.0	52,337	88.2	-	△ 9	△ 452
20年	377	84.2	52,280	88.1	注(1) 15.5	△ 4	△ 57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	△ 8	△ 824
22年	361	80.6	50,840	85.6	14.4	△ 8	△ 616
23年	356	79.5	50,210	84.6	注(2) 14.1	△ 5	△ 630
24年	346	77.2	49,016	82.6	13.7	△ 10	△ 1,194
25年	337	75.2	47,542	80.1	13.2	△ 9	△ 1,474
26年	337	75.2	46,617	78.5	13.3	0	△ 925
27年	334	74.6	46,017	77.5	13.0	△ 3	△ 600
28年	327	73.0	45,043	75.9	12.6	△ 7	△ 974
29年	324	72.3	43,760	73.7	12.0	△ 3	△ 1,283
30年	319	71.2	43,320	73.0	11.7	△ 5	△ 440
令和元年	303	67.6	41,622	70.1	11.1	△ 16	△ 1,698
2年	297	66.3	41,067	69.2	11.1	△ 6	△ 555
3年	294	65.6	41,236	69.5	11.1	△ 3	169
4年	296	66.1	41,266	69.5	11.0	2	30
5年	294	65.6	40,145	67.6	10.7	△ 2	△ 1,121
6年	293	65.4	39,522	66.6	10.5	△ 1	△ 623
7年	288	64.3	38,525	64.9	10.1	△ 5	△ 997

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

注(1) 推定組織率を推計する際に用いてきた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。

なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」の調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

注(2) 平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いて計算した値である。

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

県内の産業別労働組合数及び労働組合員数の状況

組 合 数		令和7年6月30日現在	
産 業	組合数	構成比(%)	
製造業	58	20.1%	
公務	46	16.0%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	29	10.1%	
運輸業、郵便業	28	9.7%	
卸売業、小売業	26	9.0%	
教育、学習支援業	25	8.7%	
医療、福祉	24	8.3%	
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	19	6.6%	
建設業	12	4.2%	
情報通信業	6	2.1%	
電気・ガス・熱供給・水道業	6	2.1%	
宿泊業、飲食サービス業	4	1.4%	
農業・林業・漁業	3	1.0%	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.3%	
分類不能の産業	1	0.3%	
合計	288	100.0%	

組 合 員 数		組合員数	
産 業	組合員数	構成比(%)	
製造業	9,534	24.7%	
公務	6,848	17.8%	
教育、学習支援業	5,255	13.6%	
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	3,393	8.8%	
卸売業、小売業	3,323	8.6%	
医療、福祉	2,966	7.7%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	2,037	5.3%	
建設業	1,911	5.0%	
運輸業、郵便業	1,719	4.5%	
電気・ガス・熱供給・水道業	790	2.1%	
情報通信業	559	1.5%	
宿泊業、飲食サービス業	124	0.3%	
農業・林業・漁業	37	0.1%	
鉱業、採石業、砂利採取業	20	0.1%	
分類不能の産業	9	0.1%	
合計	38,525	100.0%	

※ 構成比は、小数点以下第2位を端数処理しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：山梨県「労働組合基礎調査」

第 1 章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

第1節 組織等

1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関であり、労働委員会の委員は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）各5名の計15名で構成されている。

公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。また、労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、知事が任命する。任期は2年であり、再任を妨げない。

2 委員

第46期委員は令和7年7月1日に任命され、任期は令和9年6月30日までである。

第46期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏名	職業・役職	備考
公益委員	◎堀内 寿人	弁護士	再任
	○甲光 俊一	弁護士	再任
	赤池 幸江	特定社会保険労務士	再任
	窪田 哲也	公認会計士	再任
	齋藤 雅代	山梨学院大学教授	再任
労働者委員	杉原 孝一	連合山梨会長	再任
	大石 正哉	N T T労働組合東京総支部山梨県域分会支部長	再任
	木下 昭英	東京電力労働組合山梨地区本部執行委員長	新任
	深野 和代	連合山梨スクラムユニオン書記長	新任
	宮下 竜三	連合山梨事務局長	再任
使用者委員	早川 幸夫	山梨県経営者協会専務理事	再任
	網倉 義久	網倉義久司法書士事務所代表	再任
	浦田 勉	浦田勉税理士事務所代表	再任
	栗山 直樹	(株)栗山商店取締役会長	再任
	花田 智	甲府商工会議所常務理事	新任

令和8年3月1日現在

3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第10条の定めにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者は現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏名	役職	委嘱年月日
堀内 寿人	山梨県労働委員会公益委員	令1. 7. 1
甲光 俊一	山梨県労働委員会公益委員	令5. 7. 6
赤池 幸江	山梨県労働委員会公益委員	平29. 7. 3
窪田 哲也	山梨県労働委員会公益委員	令1. 7. 1
齋藤 雅代	山梨県労働委員会公益委員	平27. 7. 2
杉原 孝一	山梨県労働委員会労働者委員	令1. 7. 1
大石 正哉	山梨県労働委員会労働者委員	令5. 7. 6
木下 昭英	山梨県労働委員会労働者委員	令7. 7. 2
深野 和代	山梨県労働委員会労働者委員	令7. 7. 2
宮下 竜三	山梨県労働委員会労働者委員	令1. 7. 1
早川 幸夫	山梨県労働委員会使用者委員	令5. 7. 6
網倉 義久	山梨県労働委員会使用者委員	令5. 7. 6
浦田 勉	山梨県労働委員会使用者委員	令3. 7. 1
栗山 直樹	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
花田 智	山梨県労働委員会使用者委員	令7. 7. 2
望月 等	山梨県労働委員会事務局長	令7. 4. 16
藤森 淳	山梨県労働委員会事務局次長	令7. 4. 16

令和8年3月1日現在

4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となり、令和7年度における職員数は7名である。

[組織図（令和7年度）]

事務局長 —— 次長 —— 総務審査担当（5名）

第2節 運 営

1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定（労組法第5条第1項、第11条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定（労組法第27条）
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理（労調法第37条）
- (7) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (8) 労働争議の調整（労組法第20条、労調法第12、18、30条）
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報（職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第24条）
- (10) 個別的労使紛争に係るあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条第1項、知事からの委任）

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

第1章

2 会議・研修

労働委員会の運営は合議制の原則から全て会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで開催され、準司法的手続によって問題を処理する公益委員会会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。

また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。（なお、会議には実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。）

第 2 章 会議・研修

第2章 会議・研修

第1節 総会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けている。

令和7年中は第1134回から第1146回まで13回開催された。内容については、以下のとおりである。

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1134	R7. 1.22	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第1133回定例総会議事録について 2 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 3 令和6年（調）第1号あっせん事件について 4 その他の報告事項等
1135	R7. 2.26	堀内 甲光 赤池 齋藤	窪田 大石 大森 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 令和7年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の策定について 2 「ワークルール検定2025・春」の後援名義の使用許可について 3 第1134回定例総会議事録について 4 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1136	R7. 3.26	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1135回定例総会議事録について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 令和6年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の実施状況について 5 その他の報告事項等
1137	R7. 4.16	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 「令和7年度 関東地区労使関係セミナー(第1回)」の協賛名義の使用許可について 3 第1136回定例総会議事録について 4 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 労働組合の資格審査について 7 その他の報告事項等
1138	R7. 5.28	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1137回定例総会議事録について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の概要報告について 5 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1139	R7. 6.18	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第1138回定例総会議事録について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 3 全国労働委員会会長連絡会議及び事務局長連絡会議について 4 その他の報告事項等
1140	R7. 7.2	堀内 甲光 赤池 窪田	杉原 木下 深野 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 花田	1 会長及び会長代理の選挙について 2 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 3 その他の報告事項等
1141	R7. 7.23	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	杉原 大石 木下 深野 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 花田	1 第1139回定例総会議事録について 2 第1140回臨時総会議事録について 3 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 4 令和7年(個)第1号あっせん事件について 5 令和7年(個)第2号あっせん事件について 6 争議行為予告に係る労働争議の実情について 7 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1142	R7. 8.27	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	木下 深野	早川 網倉 浦田 栗山 花田	<ol style="list-style-type: none"> 1 「令和7年度 関東地区労使関係セミナー（第2回）」の協賛名義の使用許可について 2 第1141回定例総会議事録について 3 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 4 令和7年（個）第1号あっせん事件について 5 令和7年（個）第2号あっせん事件について 6 争議行為予告に係る労働争議の実情について 7 その他の報告事項等
1143	R7. 9.24	堀内 甲光 赤池 窪田	大石 木下 深野	早川 網倉 浦田 栗山 花田	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1142回定例総会議事録について 2 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 3 令和7年（個）第2号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の概要報告について 6 その他の報告事項等
1144	R7. 10.22	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	杉原 深野 宮下	網倉 浦田 花田	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1143回定例総会議事録について 2 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 3 令和7年（個）第2号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1145	R7. 11.26	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	杉原 大石 木下 深野 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 花田	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1144回定例総会議事録について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 3 令和7年(調)第1号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の概要報告について 6 その他の報告事項等
1146	R7. 12.17	堀内 甲光 赤池 齋藤	杉原 大石 木下 深野 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 花田	<ol style="list-style-type: none"> 1 「令和7年度関東地区労使関係セミナー(第3回)」に対する協賛名義の使用許可について 2 第1145回定例総会議事録について 3 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について 4 令和7年(調)第1号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 その他の報告事項等

第2章

第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、更に地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

令和7年中は第545回から第550回まで6回開催された。内容については、以下のとおりである。

開催回数	開催年月日	出席委員	付議事項
545	R7. 4.14	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	第46期労働委員会委員の労働者委員推薦のための労働組合資格審査について
546	R7. 6.19	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	1 令和5年（不）第1号不当労働行為事件に係る労働組合資格審査について 2 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について（参与委員の意見開陳、合議）
547	R7. 7.28	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	令和5年（不）第1号不当労働行為事件について（合議）
548	R7. 8.8	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	令和5年（不）第1号不当労働行為事件について（合議）
549	R7. 8.26	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	令和5年（不）第1号不当労働行為事件について（合議）

開催回数	開催年月日	出席委員	付議事項
550	R7. 9.22	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	1 令和5年(不)第1号不当労働行為事件に係る労働組合資格審査について 2 令和5年(不)第1号不当労働行為事件について(合議)

第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国又はブロック単位で定期的を開催し、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。

令和7年中の開催状況は、以下のとおりである。

1 連絡協議会

【全国会議】

第80回全国労働委員会連絡協議会総会（東京都）

開催年月日	R7. 11. 13 ～ R7. 11. 14
開催場所	東京都文京区 東京大学安田講堂
出席委員	(公) 赤池、窪田 (労) 杉原、深野 (使) 網倉、花田
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 【講演】労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実 2 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について（中労委提案） 3 コロナ禍の教訓から学ぶ（中労委提案）

【ブロック会議】

(1) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（栃木県）

開催年月日	R7. 5. 15 ～ R7. 5. 16
開催場所	栃木県宇都宮市 ホテルニューイタヤ
出席委員	(公) 甲光、齋藤 (労) 杉原、宮下 (使) 網倉、栗山
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 スキマバイトアプリ利用者からのあっせん申請について（千葉県提案） 2 【講演】労働紛争の現状と労働委員会の役割について（栃木県提案）

(2) 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（千葉県）

開催年月日	R7.9.8 ～ R7.9.9
開催場所	千葉県千葉市 京成ホテルミラマーレ
出席委員	(公) 堀内、齋藤 (労) 大石、木下 (使) 浦田、栗山
議 題	1 当事者対応により事件進行が困難なケースへの対応（東京都提案） 2 【講演】フリーランス、スポットワーク等をめぐる紛争と労働委員会の役割（千葉県提案）

2 連絡会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会会長連絡会議（和歌山県）

開催年月日	R7.6.13
開催場所	和歌山県和歌山市 ダイワロイネットホテル和歌山
出席委員	堀内
議 題	1 【講演】今後の労働基準関係法制の方向性について 2 和解の取組について（中労委提案）

(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議（和歌山県）

開催年月日	R7.6.12
開催場所	和歌山県和歌山市 ダイワロイネットホテル和歌山
議 題	1 外国人労働者に係る事案への対応について（中労委提案） 2 事務局職員の人材育成等について（中労委提案）

第2章

(3) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議（東京都）

開催年月日	R7. 11. 13
開催場所	東京都文京区 東京大学山上会館
出席委員	赤池、窪田
議 題	比較法からみた日本のハラスメント法制の特徴と課題－2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえて

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議（千葉県）

開催年月日	R7. 9. 9
開催場所	千葉県千葉市 京成ホテルミラマーレ
出席委員	堀内
議 題	各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（どのような対応方針を考えているのか。）（千葉県提案）

(2) 第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（栃木県）

開催年月日	R7. 5. 15
開催場所	栃木県宇都宮市 ホテルニューイタヤ
出席委員	甲光、齋藤
議 題	不当労働行為救済命令の履行確認について（栃木県提案）

(3) 第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（千葉県）

開催年月日	R7. 9. 8
開催場所	千葉県千葉市 京成ホテルミラマーレ
出席委員	堀内、齋藤
議 題	同一企業において複数の労働組合が併存する場合の中立保持義務について（千葉県提案）

3 その他の会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）

開催年月日	R7. 10. 23
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 労働組合法第2条の「主体」性について 2 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(2) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）

開催年月日	R7. 10. 24
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 調整業務の運営について 2 事例報告（集团的労使紛争事件・個別労働紛争から各1件） 3 業務報告（労働局等関係機関との連携）

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労委労協第47回総会（新潟県）

開催年月日	R7. 2. 16 ～ R7. 2. 17
開催場所	新潟県新潟市 新潟東映ホテル
出席委員	窪田、杉原、宮下
議 題	1 報告事項 2 協議事項 3 各都県労委年間活動状況報告

(2) 関東ブロック労委労協幹事会（群馬県）

開催年月日	R7. 12. 7 ～ R7. 12. 8
開催場所	群馬県高崎市 高崎ワシントンホテル
出席委員	杉原
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 労委労協次年度方針と関東ブロック労委労協の次年度方針 2 次年度総会について 3 各都県労委の取り組みの情報交換

(3) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議（長野県）

開催年月日	R7. 7. 18
開催場所	長野県長野市 長野県庁
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 個別労働紛争のあっせん制度の案内等について（山梨県提案） 2 不当労働行為救済申立事件における命令書作成に係るノウハウの蓄積及び継承について（山梨県提案） 3 個別的労使紛争あっせん手続における本人確認について（静岡県提案） 4 事務局による事前調査を引き延ばす調査対象者への対応について（静岡県提案） 5 労働委員会制度に関するパンフレット等の共有について（新潟県提案） 6 労働組合資格審査における組合規約の補正について（長野県提案） 7 労働者性に疑義のある当事者によるあっせん申請等について（長野県提案） 8 個別あっせんにおけるあっせん事項の確認について（長野県提案） 9 あっせんの日程調整について（長野県提案）

第4節 研 修

事件の申請（申立て）があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の研修を積極的に受講している。

令和7年中に実施又は受講した研修は、以下のとおりである。

(1) 事例研修

実施年月日	講師又は説明者	テーマ
R7. 3. 26	事務局職員	スキマバイトアプリ利用者からのあっせん申請について(関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討)
R7. 4. 16	事務局職員	1 スキマバイトアプリ利用者からのあっせん申請について(関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討) 2 不当労働行為救済命令の履行確認について(関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討)
R7. 7. 23	事務局職員	当事者対応により事件進行が困難なケースへの対応(関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討)
R7. 8. 27	事務局職員	1 同一企業において複数の労働組合が併存する場合の中立保持義務について(関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討) 2 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。(どのような対応方針を考えているのか。)(関東ブロック労働委員会会長連絡会議 議題検討)
R7. 10. 22	事務局職員	第80回全国労働委員会連絡協議会総会議題について
R7. 12. 17	早川幸夫委員	【講演】 合同労組について

(2) 関係機関研修

実施年月日	講師又は説明者	テーマ
R7. 11. 26	元労働者委員(連合山梨元会長) 萩原 雄二 氏	【講演】 労働委員会の紛争解決における労働者委員の役割

(3) 外部研修

○委員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
R7. 2. 16 新潟県新潟市（新潟東映ホテル）	関東ブロック 労委労協研修 会	(労) 窪田 杉原 宮下	【講演】 技能実習制度に代わる新たな 育成就労制度
R7. 9. 4～5 東京都港区 （女性就業 支援センタ ー、労働委 員会会館、A P新橋）	公労使委員合 同研修	(公) 甲光 窪田 (労) 宮下 深野 (使) 早川 花田	(全体研修) 1 【講演】 労働委員会について—歴史・ 現状・課題— 2 【講演】 労働法の基礎 3 事例検討1（調整関係） 4 事例検討2（審査関係） (公益委員研修) 1 審査実務研修 2 和解実務研修 3 調整実務研修 (労働者委員研修) 1 【講演】 不当労働行為救済制度につい て 2 【講演】 個別労働紛争の現状と解決制 度 (使用者委員研修) 1 【講演】 労組法7条の概要と不当労働 行為審査制度の概要 2 【講演】 合同労組について 3 【講演】 日本の働き方の変遷
R7. 10. 4 東京都港区 （連合東京 ）	関東ブロック 労委労協委員 研修会	(労) 木下	1 【講演】 労働契約と労働時間にかかる 判例と課題 2 【講演】 労働法と社会保険法
R7. 12. 1～2 東京都千代 田区（全国 都市会館）	公労使委員個 別紛争専門研 修	(公) 赤池 (労) 大石 (使) 栗山	1 【講演】 裁判例の動向 2 【講演】 労働関係法令の改正等の動向 3 個別紛争処理の経験が豊かな都道府 県労働委員会におけるあっせんの成 功・失敗事例発表 4 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

○事務局職員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	内 容
R7. 6. 27 8. 1 8. 28 9. 26 12. 19 (Web開催)	労働法の初歩 研修（中央労働委員会主催）	労働関係法の基礎的な内容についての講義を受講
R7. 6. 9～10 東京都港区 （労働委員会会館）	労働委員会事務局職員中央研修	1【講演】労働委員会制度について 2【講演】労働委員会事務局職員に期待すること（審査コース） 1【講義】不当労働行為の審査手続について 2【講義】命令書（案）起案のための作業手順 3【演習】不利益取扱い
R7. 7. 8～10 東京都港区 （労働委員会会館）	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	1【講義】都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 2【演習】受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 3【講義】労働関係法令の改正等の動向 4【講義】基本となる裁判例 5【演習】カウンセリング技法 6【講義】フリーランス・事業者間取引適正化等法について
R7. 9. 29 東京都新宿区（東京都庁）	審問見学	東京都労働委員会の審問見学
R7. 10. 10 東京都港区 （労働委員会会館）	関東地区労使関係セミナー	1【講演】労働事件の重要・最新判例 2 パネルディスカッション 紛争解決事例の検討
R7. 12. 23 (Web開催)	労働判例勉強会	1 労働判例百選から紹介する判例 判例78 転職・引抜き ラクソン事件 2 最新の裁判例紹介 宮城県・県教育委員会（退職手当）事件

- 第 3 章 労働組合の資格審査及び決定
- 第 4 章 労働協約の拡張適用の決議
- 第 5 章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定
- 第 6 章 不当労働行為救済申立事件の再審査
- 第 7 章 行政訴訟
- 第 8 章 公益事業における争議行為予告違反に
対する処罰請求
- 第 9 章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の
範囲に係る認定及び告示

第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合や労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。この申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

令和7年中に取り扱った資格審査は7件で、内容は次のとおりである。

第1表 資格審査件数表

区分	係属 件数	補正 勧告	終結状況				翌年 繰越し
			適合	不適合	打切り	取下げ	
不当労働行為	1		1				
法人登記							
委員推薦	6		6				
総会の決議							
計	7		7				

第2表 資格審査取扱事件一覧表

事件 番号	労働組合名	申請 年月日	申請理由	終結 年月日	終結 結果
5-6	X労働組合	R5. 8. 30	不当労働行為	R7. 9. 22	適
7-1	NTT労働組合東京総支部山梨県域 分会	R7. 3. 28	委員推薦	R7. 4. 14	適
7-2	東京電力労働組合山梨地区本部	R7. 3. 26	委員推薦	R7. 4. 14	適
7-3	JAM甲信宮入バルブ労働組合	R7. 3. 26	委員推薦	R7. 4. 14	適
7-4	甲府明電舎労働組合	R7. 3. 28	委員推薦	R7. 4. 14	適
7-5	富士急行労働組合	R7. 4. 1	委員推薦	R7. 4. 14	適
7-6	富士通アイ・ネット労働組合	R7. 4. 1	委員推薦	R7. 4. 14	適

第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

令和7年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

1 事件の処理状況

使用者が、

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、又は介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てがあったときに、申立内容を審査し、命令（救済・棄却）又は決定（却下）を発する。

令和7年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件は、第3表のとおり1件で、前年からの繰越しによるものである。

救済内容別では労働組合法第7条第1号・2号・3号の救済を求めたものであり、業種は建設業である。

事件の終結状況については、命令（一部救済）が1件となっている。

第3表 不当労働行為救済申立事件一覧表

番号	事件名	業種	申立人	被申立人	申立年月日	各号の 労組法の 該当 7条	請求する救済内容	審査委員	参与委員		調査回数	審問回数	和解回数	審査 終了年月日	審査 終了状況 内容及び	命令書等 交付年月日	所要 日数	証人等 数
									労側	使側								
5-1	Y1	建設業	X1労働組合	Y1法人	5 ・ 8 ・ 22	1号 2号 3号	①原職復帰、バックペイ ②団体交渉誠実応諾 ③文書揭示	堀内 ・ 甲光	大森	浦田	7	2	4	7 ・ 10 ・ 3	命令（一部救済）	7 ・ 10 ・ 3	774	4

第5章

2 事件の概要

(1) 令和5年(不)第1号不当労働行為事件

ア 当事者

申立人 X1労働組合(以下、「組合」という。)

被申立人 Y1法人(以下、「会社」という。)

イ 申立年月日

令和5年8月22日

ウ 請求する救済内容(要旨)

- (ア) 組合員に対して行った解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、解雇通知から復帰に至るまでの間の賃金相当額を支払うこと。
- (イ) 組合員の解雇通知の取消し、有給休暇取得、賃金支払い、残業代支払いについて、誠意をもって団体交渉に応じること。
- (ウ) 不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書を被申立人の社内に10日間掲示すること。

エ 申立ての概要

本件は、組合が、会社によってなされた後記各行為がいずれも労働組合法第7条の不当労働行為に当たるとして、救済申立てを行った事案である。

- (ア) 令和5年5月31日に申立人組合員を解雇したこと(労組法第7条第1号、第3号)
- (イ) 組合が会社に対し、令和5年5月19日付け、同年6月7日付け、同月20日付けで退職金などに関して団体交渉を申し入れたところ、正当な理由がないにもかかわらず、団体交渉に応じていないこと(労組法第7条第2号、第3号)

オ 審査経過

令和5年11月29日～令和6年5月16日 第1回～第5回調査

令和6年 6月21日～11月22日 第1回～第4回和解

令和7年 1月21日～ 3月25日 第6回～第7回調査

令和7年 3月25日 第1回審問

令和7年 6月 2日 第2回審問

令和7年 9月22日 合議・命令決定

令和7年10月 3日 命令書(写)交付

カ 命令の概要

(ア) 主文の要旨

- ・ 会社は、団体交渉に誠実に応じなければならない

- ・ 会社は、正当な理由なく団体交渉に応じない行為を行わない旨の文書を組合に交付すること
- ・ 組合のその余の請求を棄却する

(イ) 主な事案に対する判断の要旨

- ① 会社が、令和5年5月31日付け解雇通知書を組合員に通知し、組合員を解雇したこと（「5. 31解雇」）は労組法第7条第1号の不利益取扱い及び同条第3号の支配介入に当たるか。

【不利益取扱いについて】

- ・ 会社に不当労働行為意思が存在する可能性がないとはいえないが、本件5. 31解雇が不当労働行為意思に基づいて行われたものと判断するためには、会社の組合や組合活動に対する嫌悪の意思が決定的な動機として行われたものであると認められる必要がある。
- ・ 会社は令和5年3月31日にも当該組合員（組合加入前）を解雇（同年5月8日撤回）した経緯があり、会社の当該組合員を排除しようとする当初からの強固なかつ一貫した意思と比べ、組合や組合活動を嫌悪する会社の意思の方がはるかに上回り、本件5. 31解雇を行うに至らしめた決定的な動機であったと認めるには、なお、客観的、具体的根拠が十分ではないといわざるを得ない。
- ・ したがって、本件5. 31解雇につき会社に組合や組合活動に対する嫌悪の意思があったとしても、それだけをもって不当労働行為意思によるものとはいえず、不利益取扱いに該当すると認めることはできない。

【支配介入について】

- ・ 5. 31解雇は、当該組合員が組合に加入する前から生じ、強固なかつ一貫した、当該組合員を排除しようとする意思から行われたものであり、組合を弱体化させ、組合の運営に介入するとまではいえず、支配介入に該当すると認めることはできない。

- ② 会社が、令和5年5月19日付け、同年6月7日付け、同月20日付けで組合が申し入れた団体交渉に応じていないことは、労組法第7条第2号の団体交渉拒否及び同条第3号の支配介入に当たるか。

【団交拒否について】

- ・ 団体交渉については、当事者間に書面により交渉するとの合意があるなど特段の事情が認められない限り、直接労使が面会して話し合う方式によ

ることが原則である。本件については、かかる特段の事情が一切認められない。したがって、会社が書面により回答したからといって、それで使用者の団体交渉応諾義務を尽くしたということにはならない。

- 一般に、当事者の交渉により将来の関係を視野に入れて紛争の解決を目指す団体交渉は、権利義務関係を確定する訴訟とは機能も目的も異なることから、団体交渉事項につき別件民事訴訟が係属していることをもって、団体交渉を拒否する正当な理由にはなりえない。
- 会社が、組合の行った団体交渉申し入れに対して、文書で回答するのみで団体交渉に応じていないことは、正当な理由なく団体交渉を拒否していると評価することができる。よって、団体交渉拒否に該当すると認めることができる。

【支配介入について】

- 正当な理由なく団体交渉に応じない会社の対応は、組合との交渉をことさらに軽視し、組合をないがしろにするものであり、組合員の組合に対する信頼を失墜させることで、組合の弱体化を図るといふべき行為であると評価できる。よって、会社が、組合の行った団体交渉申し入れに対して、文書で回答するのみで団体交渉に応じていないことは、支配介入に該当すると認めることができる。

第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行うことができる。

令和7年中に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り扱った事件はなかった。

第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる。

令和7年中、山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件はなかった。

第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければならない（第10章参照）、労働委員会がこれに違反すると疑われる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。また、違反した場合には、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求（処罰請求）することができる。

令和7年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の 範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

令和7年中に取り扱った認定及び告示はなかった。

- 第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理
- 第11章 争議行為発生届の受理
- 第12章 労働争議の調整
- 第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する
通報

第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知（争議行為予告通知）しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する虞がある状態を労働争議といい、公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を調査しなければならない。

2 処理状況

令和7年中に受理した争議行為予告通知は次表のとおり3件であり、それぞれ実情調査を行った。

令和7年争議行為予告通知者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	通知日	労働争議 終結日	終結 事由	争議 行為
山梨民主医療機関 労働組合	1,100	賃上げ、夏季一時金等	R7. 2. 19	R7. 4. 28	解決	あり
山梨赤十字病院労働組合	38	夏季一時金、2人目緊急呼出待機料等	R7. 2. 28	R7. 10. 22	終結 (移行)	あり
山梨民主医療機関 労働組合	1,100	年末一時金等	R7. 10. 23	R7. 12. 1	解決	あり

第11章 争議行為発生届の受理

1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会又は知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は必要に応じその実情を調査する。

2 処理状況

令和7年中に受理した争議行為発生届は次表のとおり3件であった。

なお、いずれも公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。（第10章参照）

令和7年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為実施日	労働争議終結日	終結事由	争議行為
山梨民主医療機関労働組合	1,100	賃上げ、夏季一時金等	R7. 2. 19	R7. 3. 13 R7. 4. 9	R7. 4. 28	解決	あり
山梨赤十字病院労働組合	38	夏季一時金、2人目緊急呼出待機料等	R7. 2. 28	R7. 6. 24	R7. 10. 22	終結(移行)	あり
山梨民主医療機関労働組合	1,100	年末一時金等	R7. 10. 23	R7. 11. 6	R7. 12. 1	解決	あり

第12章 労働争議の調整

1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話合いが進まず、自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

令和7年中に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」1件であった。

令和7年調整事件一覧表

事件番号	業種	組合員数	調整事項	申請日	あっせん員	調整回数	終結区分	終結日	処理日数
				あっせん員指名日					
7-1	医療、福祉	36	2人目緊急呼出待機料(セカンドコール)未払い分の支払い	R7.10.22	(公)齋藤雅代 (労)木下昭英 (使)早川幸夫	-	-	係属中	-
				R7.11.20					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

2 事件の概要

(1) 令和7年(調)第1号あっせん事件

- ア 申請者 X労働組合
イ 被申請者 Y社
ウ 業 種 医療、福祉
エ 申請年月日 令和7年10月22日
オ あっせん員指名年月日 令和7年11月20日
カ 終結年月日 ー
キ 終結状況 係属中
ク あっせん事項 2人目緊急呼出待機料(セカンドコール)未払い分の支払い
ケ あっせん員 (公) 齋藤雅代 (労) 木下昭英 (使) 早川幸夫
コ 申請に至るまでの経過

X労働組合は第1回団体交渉で、重点要求として、2人目の緊急呼出待機料未払い分の支払いを求めたが、Y社は調査が必要である旨回答した。その後、X労働組合は待機料を支払わない合理的理由の提示を要求したが、具体的回答は得られなかった。そのため、X労働組合は要求事項を、待機料を含む4項目に絞り、再要求書を提出した。しかし、Y社の回答に進展はなく、X労働組合はストライキ決行を通告した。

第2回団体交渉で要求事項を2項目に絞ったが、解決には至らなかった。

Y社は、二度、事務折衝を提案したが、X労働組合は、上部団体が同席しなければ応じられない旨を伝え、事務折衝は行われなかった。

さらにその後、Y社は、待機料を支払わない理由を文書で通知した。これ以降、X労働組合がY社に連絡することはなかったが、当該理由に納得できず、2人目緊急呼出待機料未払い分の支払いを求めて、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過(あっせん員の対応)

あっせん員は、労使双方に個別折衝で解決金による解決が可能かどうか、今後の2人目緊急呼出待機のあり方は誠実に協議していくことの2点について確認し、持ち帰って検討するよう依頼し、あっせンを継続することとし、第1回あっせん期日を終了した。

第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報

労働委員会は、公共職業安定所に対して、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報することができる。通報が行われた場合、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者の紹介ができなくなる。

令和7年中に公共職業安定所に通報を行ったものはなかった。

第14章 個別的労使紛争に係るあつせん

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 事件の処理状況

平成13年10月に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、同法第20条では、地方公共団体は、個別的労使紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされた。本県においては、あっせんについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

令和7年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は2件であり、内容については次のとおりである。

令和7年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号	業種	あっせん事項	申請日	あっせん員	あっせん回数	終結区分	終結日	処理日数
			あっせん員指名日					
7-1	生活関連サービス業	賃金支払い 年次有給休暇の買い取り 口外禁止 清算条項	R7.7.3	(公) 窪田哲也 (労) 宮下竜三 (使) 網倉義久	1	解決	R7.7.28	26
			R7.7.17					
7-2	教育、学習支援業	担当者の見直し及び謝罪と補償、調査の再実施、ハラスメント加害者への懲罰と謝罪、損害補償に関する交渉開始	R7.7.11	(公) 赤池幸江 (労) 大石正哉 (使) 花田智	1	打切	R7.10.2	84
			R7.9.3					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

2 事件の概要

(1) 令和7年(個)第1号あっせん事件

- ア 申請者 X
イ 被申請者 Y社
ウ 業種 生活関連サービス業
エ 申請年月日 令和7年 7月 3日
オ あっせん員指名年月日 令和7年 7月17日
カ 終結年月日 令和7年 7月28日
キ 終結状況 解決
ク あっせん事項 ① 出勤停止以降の賃金支払い
② 6月分の賃金支払い(年次有給休暇取得分を含む)
③ 年次有給休暇の残日数の買い取り
④ 口外禁止
⑤ 清算条項
ケ あっせん員 (公) 窪田哲也 (労) 宮下竜三 (使) 網倉義久
コ 申請に至るまでの経過

令和2年9月、Xはパート従業員として採用された。令和5年1月頃、事業譲渡があり、Xの雇用はそのまま引き継がれた。令和7年4月、Xは休憩時間が取れないことで、Y社の社長と口論になり、以後、副業を検討するようになった。同年5月、接客業務にあたり、Y社の社長とトラブルになり、口論となった。同年6月、Xは他社(同業)での副業を始め、上司に報告したところ、会社同士のトラブルになると示唆され、一時的に出勤を控えてもらう可能性があるとの連絡があった。同月、Y社の社長から、①副業が競業にあたりY社の利益侵害等にあたる、②就業規則により副業中止を要する、③調査が終わるまでは賃金を支給しない、④面談を行う機会を設けたい、旨の連絡があった。同年7月、XはY社の社長と面談を行う予定であったが、私的な都合で延期した。こうした経緯から、同月、Xは本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過(あっせん員の対応)

あっせん員は、当事者双方に雇用継続を前提とした解決が可能か、再三にわたり確認・説得を行った。Xは雇用継続については、態度を明らかにしてはしなかったが、Y社が雇用継続にあたりXの謝罪が必須と主張したため、Xは退職を前提とした金銭解決を希望するとの方針を固めた。当初は、当事

者双方の主張する解決金の金額に差があったが、あっせん員の説得により、退職の確認、解決金の支払い、口外禁止条項、清算条項を要旨とするあっせん案により両者合意に至った。

(2) 令和7年(個)第2号あっせん事件

- ア 申請者 X
イ 被申請者 Y社
ウ 業種 教育、学習支援業
エ 申請年月日 令和7年 7月11日
オ あっせん員指名年月日 令和7年 9月 3日
カ 終結年月日 令和7年10月 2日
キ 終結状況 打切り
ク あっせん事項 ①コンプライアンス担当部署の担当者の見直し及び不適切な対応に対する謝罪と補償
②調査結果に対する質問への回答と調査のやり直し
③ハラスメントの事実を認め、加害者への懲罰及び謝罪を行うこと
④ハラスメントによって被った損害の回復及び補償に関する交渉の開始

ケ あっせん員 (公) 赤池幸江 (労) 大石正哉 (使) 花田智

コ 申請に至るまでの経過

Y社で単年契約の特任准教授として雇用されていたXは、講座やポスト継承の打診を受ける一方、関係者から継続的な嫌がらせや妨害行為を受けてきた。雇用継続に関する対応が二転三転し、最終的に更新不可と通達されたXは、Y社の対応に不信感を抱き、外部機関へ相談した。しかし、Xの主張は反映されず、納得のいく対応や回答が得られなかったため、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過(あっせん員の対応)

あっせん員は当事者双方の主張を確認したが、言い分に隔たりが大きく妥協点を見出すことが困難であると判断し、本件は打切りにより終結した。

3 労働相談

個別的労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会でも労働相談を受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行できるようにした。

令和7年中に受け付けた労働相談件数は275件であった。また、6月と個別労働関係紛争処理月間である10月に、委員による労働相談会を実施した。

令和7年労働相談件数一覧表

紛争内容	区分	相談・助言			
		労	使	双	計
実件数		261	14		275
経営又は人事		61	2		63
ア	解雇	23	1		24
イ	配置転換、出向・転籍	4			4
ウ	復職	2			2
エ	懲戒処分	1	1		2
オ	退職	26			26
カ	勤務延長、再雇用	3			3
キ	その他経営又は人事	2			2
賃金等		41			41
ク	賃金未払	20			20
ケ	賃金増額	3			3
コ	賃金減額	3			3
サ	一時金	3			3
シ	退職一時金	1			1
ス	解雇手当				
セ	休業手当	3			3
ソ	諸手当	2			2
タ	その他賃金	5			5
チ	年金(企業年金・厚生年金等)	1			1
労働条件等		86	8		94
ツ	労働契約	13	1		14
テ	労働時間	12			12
ト	休日・休暇	8	2		10
ナ	年次有給休暇	11	1		12
ニ	育児休業・介護休業	4	1		5
ヌ	時間外労働	5			5
ネ	安全・衛生	8			8
ノ	福利厚生制度	1			1
ハ	社会保険	6	1		7
ヒ	労働保険	15	2		17
フ	その他の労働条件等	3			3
職場の人間関係		84	2		86
ヘ	セクハラ				
ホ	パワハラ・嫌がらせ	84	2		86
その他		42	4		46
マ	その他	42	4		46
総計		314	16		330

(注)・実件数は、受け付けた相談件数であり、1件の相談の中に紛争内容が複数ある場合は、それぞれの項目に計上し、その合計を延べ件数としている。

・委員による労働相談会の件数を含む。

第14章

委員による労働相談会開催状況

No.	開催日時	場所	相談者	相談員	相談概要
1	R7. 6. 9	山梨県庁 北別館	契約社員 男性	(公) 齋藤 (労) 宮下 (使) 栗山	○ハラスメントを受け、雇い止めとなった。勤務先や労働局に相談したが改善しなかった。 ○復職と研究環境の確保を希望しているが、どうしたらよいか。
2			正社員 女性	(公) 齋藤 (労) 宮下 (使) 栗山	○退職願を提出したところ、上司は承諾したが社長が保留している。休職中で、理由は不明であるが退職手続きを保留され進んでいない。 ○退職意思の意思は変わらないため、よい形で退職したい。
3			パート社員 男性	(公) 甲光 (労) 杉原 (使) 早川	○勤務初日に骨折し労災認定を受けた。現在も通院中である。 ○労災や雇い止めについて労働基準監督署に相談し、会社は対応すると言っていたが、6/30で雇い止め通知を受けた。 ○雇用継続が困難で収入に不安がある。また、募集内容や勤務環境に不信感がある。
4	R7. 6. 10		正社員 男性	(公) 堀内 (労) 窪田 (使) 浦田	○以前の勤務先での残業代の未払いが発生している。 ○当時、上司に相談するも「残業代は出ない」と拒否された。
5			正社員 男性	(公) 堀内 (労) 窪田 (使) 浦田	○給料未払いや労災未適用などについて会社と話し合いを行っている。会社に不信感があり、勤務継続は困難である。 ○どこに相談すべきか迷っている。
6	R7. 6. 11		正社員 男性	(公) 甲光 (労) 大石 (使) 早川	○上司からパワハラを受け、心療内科で休職の診断を受けた。 ○勤務継続中だが不眠など体調不良あり。 ○会社に迷惑をかけず加害者に慰謝料等を請求したいが、方法が分からない。
7			嘱託職員 男性	(公) 甲光 (労) 大石 (使) 早川	○正規職員登用や昇格の運用に不透明な点があり、疑問に感じている。 ○個人面接で差別的な発言を受け、精神的に苦痛を受けた。 ○時間外勤務が発生しているが申告を制限されている。
8			正社員 男性	(公) 窪田 (労) 窪田 (使) 網倉	○同僚から、自身が原因で鬱になったという文書が職場に提出された。身に覚えはないが、上司との面談で退職勧奨のような発言があり不安である。 ○退職は本意で、応じるべきか悩んでいる。
9	R7. 10. 18	山梨県立 図書館	契約社員 男性	(公) 窪田 (労) 深野 (使) 栗山	○休憩が取れず勤務時間に充てているが、その分の賃金が支払われていない。 ○上司との関係が悪く、休憩も取れない環境のため精神的負担を感じており、転職も検討している。
10			その他 男性	(公) 窪田 (労) 木下 (使) 花田	○本来行うべきではない契約外の業務を手伝っている。 ○現状、報酬の上乗せがないが補償してもらうことはできないか。
11			正社員 男性	(労) 木下 (使) 花田	○パワハラを契機としてうつ病を発症し休職した。有給の特別休暇を申請したが、過去に制度利用者がいないことを理由に取得を拒まれた。 ○傷病手当金を申請中だが支給額が少なく生活面に不安がある。
12			正社員 女性	(公) 齋藤 (労) 杉原 (使) 浦田	○訪問業務に従事しているが、移動や連絡業務のため休憩が確保できず、安全面で問題がある。 ○連続勤務が発生し振替休日も希望日に取れず、上司に要望を伝えても状況が変わらないため、会社に改善を求めたい。
13			正社員 男性	(公) 齋藤 (労) 深野 (使) 早川	○定時後も勤務しているが残業代が支払われていない。 ○職場では長年サービス残業が常態化しており、今後、勤務先に対し残業代の支払いを求めていきたい。
14			派遣社員 男性	(公) 甲光 (労) 杉原 (使) 早川	○シフト変更により勤務時間と収入が減少し、残業手当も支払われなくなった。事前に給与面の説明がなく納得できていない。 ○業務量はむしろ増加しており、他の社員も同様に困っている。
15	R7. 10. 19	富士吉田 市民会館	派遣社員 男性	(公) 堀内 (労) 大石 (使) 網倉	○不注意によるミスが何度かあり、現場責任者から注意を受けた。 ○自身が解雇される可能性があるとの噂を耳にした。今後、解雇通知があったらどう対応したらよいか。

第15章 労働委員会の活性化

第15章 労働委員会の活性化

本委員会においては、専門的な労使紛争の解決機関として十分機能を発揮し、広く県民に利用されるよう、平成22年度から「山梨県労働委員会活性化のための行動計画」を策定し、これに基づき取り組みを進めている。

【令和7年の主な取り組み】

1 労働委員会制度の認知度を高める方策

- 労働委員会ホームページに「委員の動き」を掲載し、総会やイベントを実施する度に更新するなど情報発信を行った。
- 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間に合わせ、ヴァンフォーレ甲府ホームゲームにおいてオーロラビジョンに掲示したほか、甲府駅においてチラシや啓発物品の配布、県立図書館において労働委員会制度等を紹介するパネル展及び連携展示を行った。
- 潜在的な相談ニーズに応えるため、事前予約制で委員による「労働相談会」を開催した。開催にあたっては、ポスターの作成や広報誌、求人広告誌、県公式SNSへの掲載に加え、新聞やラジオスポット放送、ラジオ番組出演など、マスコミを通じた事前の周知にも力を入れた。

2 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

- 最近の労働法制の動きや職場におけるハラスメント防止措置に関する研修を実施したほか、中央労働委員会が開催した研修などを委員及び事務局職員が計画的に受講し資質の向上に努めた。
- 職員の能力開発のため、労働法に関する研修などを受講した。

3 労使紛争の未然防止のための方策

- 県政出張講座において、従来実施してきた労働者団体及び教育機関向け講座に加え、新たに使用者団体向けの講座を新設し、職員を講師として派遣した。

4 迅速・的確な審査・調整手続きを充実させるための方策

- あっせん手続きにおいて事前調査の際に、セキュリティ上支障のない範囲でウェブ会議システムによる調査を導入した。

5 個別労働紛争解決への適切な対応を促進するための方策

- メンタル不調を抱える労働者への対応力を向上させるため、県庁内の専門機関と意見交換を行った。
- 今後増加が予想される外国人労働者に対応するため、連携先と情報交換を行うとともに、本委員会で作成した労働相談に関する多言語リーフレットの配架を関係機関に依頼した。

資 料

- (資料1) 年別・労働組合資格審査状況
- (資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況
- (資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況
- (資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数
- (資料5) 年別・調整事件申請状況
- (資料6) 年別・調整事件終結状況
- (資料7) 年別産業別・調整事件申請件数
- (資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況
- (資料9) 年別・労働相談取扱件数

(資料1) 年別・労働組合資格審査状況

令和7年12月31日現在

区分 年	申請件数	係属件数	申請理由						補正勧告	結果			翌年繰越
			委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	争議調整	その他		資格あり	資格なし	打切り	
S21～30	864	864	687	13		46	42	76					
31～40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41～50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51～60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61～H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
8～14	58	59	45	7	6				10	52		7	
15～24	56	56	51	3	2				3	50		6	
25	7	7	7						1	7			
26	2	2		2									2
27	6	8	6						2	6			2
28	1	3		1					1	1		1	1
29	9	10	6	2	1				2	6	1	1	2
30	3	5	2	1						2		2	1
R1	6	7	5	1						6			1
R2	2	3		2						1		1	1
R3	6	7	5	1						5		2	
R4													
R5	6	6	5	1						5			1
R6		1											1
R7	6	7	6							7			
計	2,155	-	1,795	133	41	68	42	76	(86)	(1,189)	(3)	(99)	-

(注1) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料2)年別・不当労働行為救済申立事件申立状況

令和7年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属件数	申立人			申立理由								
			個人	組合	個人・組合	旧労働調法第40号	労働組合法第7条							
							1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・2・3号	2・3号	1・2・4号
S21～30	21	21	6	15		5	4		1		9	2		
31～40	17	18	1	15	1		2	2	2		5	6		
41～50	46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4	
51～60	17	20		10	7			2	3		9		3	
61～H7	11	12		7	4			1	2		4	3	1	
8～14	5	7		3	2						1	4		
15～24	2	2		1	1						1	1		
25														
26	2	2		2								2		
27		2												
28	1	3		1				1						
29	2	3		2						2				
30	1	3		1										1
R1	2	3		1	1						1	1		
R2	1	3		1			1							
R3	1	3		1							1			
R4														
R5	1	1		1								1		
R6		1												
R7		1												
計	130	-	8	90	32	5	9	7	12	4	58	26	8	1

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況

令和7年12月31日現在

区分 年	申立 件数	係属 件数	終結状況							繰越 し
			命令・決定					和解	取下 げ	
			処罰 請求	救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下			
S21～30	21	21	1		2		1	16		1
31～40	17	18						16		2
41～50	46	48		2	6		1	27	9	3
51～60	17	20		2	3	1		11	2	1
61～H7	11	12			4			5	1	2
8～14	5	7		1	1			5		
15～24	2	2						2		
25										
26	2	2								2
27		2								2
28	1	3				1		1		1
29	2	3					1			2
30	1	3						1	1	1
R1	2	3				1				2
R2	1	3							1	2
R3	1	3				1		1	1	
R4										
R5	1	1								1
R6		1								1
R7		1			1					
計	130	-	1	5	17	4	3	85	15	-

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

産業別		年						計
		S21 ＼ 30	31 ＼ 40	41 ＼ 50	51 ＼ 60	61 ＼ H7	8 ＼ 14	
農業・林業・漁業		1						1
鉱業								
建設業								
製 造 業	食料品製造業	4	1					5
	繊維工業・繊維製品製造業	6			1			7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1				3
	パルプ、紙、紙加工品製造業	2						2
	出版、印刷、同関連産業			1				1
	化学工業		1	2				3
	窯業、土石製品製造業			3	2			5
	金属製品製造業			8	1			9
	機械器具製造業	1	1	1	2	1		6
	その他製造業		3	4	2			9
電気、ガス、水道業								
運輸通信業			1	18	5	4		28
卸売業、小売業		2	1	1			2	6
金融、保険、不動産業		2	2					4
サ ー ビ ス 業	医療業		2	4	1	1		8
	教育		2	3				5
	その他サービス		3		3	5	3	14
公務		1						1
その他								
計		21	17	46	17	11	5	117

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

令和7年12月31日現在

産業別		年		15	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計		
		15	24																	
農業・林業・漁業																				
鉱業																				
建設業															1				1	
製 造 業	食料品製造業																			
	繊維工業・繊維製品製造業																			
	木材、木製品、家具装備品製造業																			
	パルプ、紙、紙加工品製造業																			
	印刷、同関連産業																			
	化学工業																			
	窯業、土石製品製造業																			
	金属製品製造業																			
	機械器具製造業																			
	その他製造業																			
電気、ガス、熱供給、水道業																				
情報通信業																				
運輸業																				
卸売業、小売業																				
金融、保険、不動産業																				
飲食店、宿泊業		1																	1	
医療、福祉		1						1		1									3	
教育、学習支援業				2		1	1						1						5	
サービス業、複合サービス業									1	1	1								3	
公務																				
その他																				
計		2	0	2	0	1	2	1	2	1	2	1	1	0	1	0	0		13	

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料5) 年別・調整事件申請状況

令和7年12月31日現在

調整事項	年	S21	31	41	51	61	8	15	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
		～	～	～	～	～	～	～														
(申請件数)		169	155	202	126	37	12	23	1	1		1	1	1	2			2	1	1	1	736
賃金制	賃金増額	26	54	53	45	7	1	2														188
	一時金	2	37	49	37	12	3	5														145
	諸手当	4					1	2							1							9
	その他賃金関係	16	5		3	3	2	3		1												33
	退職一時金、年金	35	13	7	1	2	5	1										1	1			66
	解雇手当休業手当	26		2				1														29
給与以外の労働条件	労働時間			10	2																	12
	休日、休暇					1												1	1			3
	作業方法の変更																					
	定年制					1				1												2
	その他労働条件	4	11	11	4		1								1			3				35
経営又は人事	事業休廃止操短	6	3	1																		10
	企業合併																					
	人員整理																					
	配置転換		2	3	1			2														8
	解雇・雇止め	20	10	19	9	4	3	11	1				1									78
	その他経営人事				1	1		3										1				6
	福利厚生																					
人	団交促進	4	10	43	21	2	5	8				1	1	1				1		1		98
	事件協議制																					
	組合承認活動	2		1	1	2																6
協約締結等	17	6	1																			24
その他	7	4	2	1	2		1												1			18
計		169	155	202	126	37	21	39	1	2		1	2	1	2			7	3	1	1	—

(注1) 平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料6)年別・調整事件終結状況

令和7年12月31日現在

年		S21	31	41	51	61	8	15	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計	
		5	5	5	5	5	5	5															
終結		30	40	50	60	H7	14	24															
指名前	あっせんにおける不開始							1														1	
	調停における取下げ勧告																						
	仲裁における取下げ勧告																						
	取下げ	5	10	14	6	1		1													1	38	
	移管																						
指名後	取下げ	13	11	13	13	5	3	3														61	
	打切り	22	36	56	45	9	4	11		1		1	1	1	1							188	
	解決	114	91	119	62	21	6	7	1							1		1	2			425	
	裁定																						
	不調	1	1																			2	
	移管																						
計		154	148	202	126	36	13	23	1	1		1	1	1	1	1		1	2	1		713	
翌年の繰越し		14	7	1		1												1			1	22	

(注1) 上段－あっせん 下段－調停

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料7)年別産業別・調整事件申請件数

産業別		年						計
		S21 ＼ 30	31 ＼ 40	41 ＼ 50	51 ＼ 60	61 ＼ H7	8 ＼ 14	
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業		4						4
鉱 業		6	1					7
建 設 業		5	1				1	7
製 造 業	食 料 品 製 造 業	16	4		2			22
	繊維工業・繊維製品製造業	42	58	38	6	4	1	149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1			35
	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2					7
	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2		11
	化 学 工 業	1	3		2			6
	窯業、土石製品製造業	6	2	3	27	6		44
	金 属 製 品 製 造 業	8	1		3			12
	機 械 器 具 製 造 業	9	15	25	17	6		72
	そ の 他 製 造 業	8	7	4			1	20
電 気 、 ガ ス 、 水 道 業			1			1		2
運 輸 通 信 業		5	30	82	51	8	1	177
卸 売 業 、 小 売 業		2	7	13	2	1	1	26
金 融 、 保 険 、 不 動 産 業		4	6					10
サ ー ビ ス 業	医 療 業		1	10	3	1	1	16
	教 育	1	7	10	1		1	20
	そ の 他 サ ー ビ ス	9	1	5	11	8	5	39
公 務		12	1	1				14
そ の 他				1				1
計		169	155	202	126	37	12	701

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

令和7年12月31日現在

産業別	年	H15																	
		24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計			
農業・林業・漁業																			
鉱業																			
建設業																			
製造業	食品製造業																		
	繊維工業・繊維製品製造業																		
	木材、木製品、家具装備品製造業																		
	パルプ、紙、紙加工品製造業																		
	印刷、同関連産業																		
	化学工業																		
	窯業、土石製品製造業																		
	金属製品製造業											1						1	
	機械器具製造業	1																	1
	その他製造業		1																1
電気、ガス、熱供給、水道業																			
情報通信業																			
運輸業・郵便業	5																	5	
卸売業、小売業	5											1						6	
金融、保険、不動産業																			
飲食店、宿泊業																			
医療、福祉	3					1		1			1		1		1		1	8	
教育、学習支援業	1		1		1													3	
サービス業、複合サービス業	6							1	1									8	
公務	2																	2	
その他																			
計	23	1	1		1	1	1	2			2	1	1	1				35	

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況

令和7年12月31日現在

区分	年	13	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	13 ～ 17																						
新規申請		3	2	1	1	1	4	7	4	1	5	9	3	1	4	3	2	7	6	4	1	2	71
係属件数		3	2	2	1	1	4	7	4	3	5	10	3	1	4	4	3	7	6	4	2	2	-
処理 状況	解決	1	1	1	1	1	1	3	2		2	1	3		1	1	2	3	3	1		1	29
	取下げ			1				1		2	1	2			1	1			1	1			11
	打切り	2					3	3		1	1	7			1			1	1		2	1	23
	不開始													1		1	1	3	1	1			8
産 業 別	建設業	1				1		1				1			1				2		1		8
	宿泊業	1																					1
	専門サービス業	1	1								1	1				2	1	1				1	9
	農業、林業			1														1		1			3
	複合サービス業			1				2				5			1			1					10
	道路旅客運送業				1													1					2
	卸売業、小売業						1	1	1	1		1					1		2				8
	医療、福祉						1	1			1	1			1	1		1	1	1			9
	製造業						1	2	1	1			1	1	1			1		1			10
	その他						1		2		3		2					1	1	1		1	12
あっ せん 事項	賃金	1		1		1		4			1	7	2					1	3	1		1	23
	一時金・退職金						2	2	1	2	1							1	4				13
	解雇、雇止め	2	1	1	1		1	3	1		2	6				1		1	1	1	1		23
	配置転換				1		1	1							1			1					5
	その他		1			2	5	4	4	2	3	1	2	1	3	3	2	3	6	4	1	1	48

(注) 1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

(資料9) 年別・労働相談取扱件数

令和7年12月31日現在

相談内	年															
	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実件数	65	144	127	137	117	82	105	108	206	197	178	177	193	230	273	275
経営又は人事	16	48	54	36	33	21	39	38	70	53	51	43	56	55	75	63
ア 解雇	7	27	35	20	19	6	12	15	23	14	22	12	18	24	29	24
イ 配置転換、出向・転籍	0	4	2	1	3	1	3	5	3	3	3	1	8	4	4	4
ウ 復職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	0	2
エ 懲戒処分	3	4	4	1	0	0	2	2	1	4	3	2	0	1	2	2
オ 退職	5	11	12	9	8	10	20	10	29	26	16	22	23	23	36	26
カ 勤務延長、再雇用	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	0	3
キ その他経営又は人事	0	2	0	5	3	4	1	6	13	4	4	3	5	2	4	2
賃金等	19	59	30	48	34	34	41	17	42	40	33	31	29	43	47	41
ク 賃金未払	6	27	20	37	23	14	18	9	22	11	13	7	8	19	22	20
ケ 賃金増額	0	0	1	1	2	0	1	1	0	1	1	2	1	0	3	3
コ 賃金減額	4	7	1	4	1	4	7	3	6	8	1	5	5	5	2	3
サ 一時金	1	0	2	0	0	2	1	0	1	1	1	1	1	3	4	3
シ 退職一時金	4	6	5	5	5	2	4	1	5	6	3	0	3	3	2	1
ス 解雇手当	1	3	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0
セ 休業手当	0	2	0	0	0	0	5	1	1	3	10	3	3	1	2	3
ソ 諸手当	0	4	1	0	0	4	1	2	3	0	0	3	2	3	6	2
タ その他賃金	2	10	0	0	3	7	4	0	3	10	3	6	5	8	6	5
チ 年金(企業年金・厚生年金等)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1
労働条件等	19	27	35	44	30	19	20	40	55	62	53	60	67	82	77	94
ツ 労働契約	3	8	7	11	8	7	2	5	3	12	9	10	16	19	16	14
テ 労働時間	2	6	2	10	4	3	3	5	12	11	5	6	8	5	13	12
ト 休日・休暇	3	1	2	3	1	3	2	5	4	4	5	2	6	10	8	10
ナ 年次有給休暇	3	3	7	6	4	2	2	7	13	11	13	10	17	27	15	12
ニ 育児休業・介護休業	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	3	3	5
ヌ 時間外労働	3	0	1	1	0	0	1	0	3	1	4	8	1	0	3	5
ネ 安全・衛生	2	1	2	0	2	1	2	1	0	5	2	6	5	4	5	8
ノ 福利厚生制度	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
ハ 社会保険	1	1	6	5	4	1	2	4	7	4	2	5	2	4	4	7
ヒ 労働保険	2	4	7	4	7	0	4	6	7	12	6	5	2	8	5	17
フ その他の労働条件等(団体交渉等)	0	2	0	3	0	1	2	7	5	1	6	7	8	2	5	3
職場の人間関係	11	13	20	19	22	9	15	16	40	48	43	54	58	70	100	86
ヘ セクハラ	0	1	4	2	4	0	0	0	4	5	5	2	1	1	1	0
ホ パワハラ・嫌がらせ	11	12	16	17	18	9	15	16	36	43	38	52	57	69	99	86
その他	16	24	19	15	14	18	15	16	27	26	19	16	22	25	32	46
マ その他	16	24	19	15	14	18	15	16	27	26	19	16	22	25	32	46
総計	81	171	158	162	133	101	130	127	234	229	199	204	232	275	331	330

(注) H22については、相談開始年につき、9月～12月までの4箇月間の集計

山梨県労働委員会年報

令和7年版

令和8年3月 発行

編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁北別館3階

電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8754

(055) 223-1826 (直通)

(055) 223-1827 (労働相談専用)

FAX (055) 223-1828

E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp

HP <https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>
